

電子的診療情報連携体制整備加算の算定について

当院では、電子的診療情報連携体制整備について以下のとおり対応します。

電子的診療情報連携体制加算：初診時 4 点（月 1 回）

再診時 2 点（月 1 回）

- ・ 医師等が診療を実施する診療室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。